

2017年3月7日

みずほUSハイイールドオープン

Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 債券



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 各ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 各ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号

受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する照会先

アセットマネジメントOne株式会社

■コールセンター 0120-104-694
[受付時間:営業日の午前9時~午後5時]

■ホームページアドレス
<http://www.am-one.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「みずほUSハイイールドオープンAコース(為替ヘッジあり)」、「みずほUSハイイールドオープンBコース(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2017年3月6日に関東財務局長に提出しており、2017年3月7日にその届出の効力が生じております。

※上記の投資信託を総称して「みずほUSハイイールドオープンAコース(為替ヘッジあり)/Bコース(為替ヘッジなし)」といふことがあります。また、それぞれを「Aコース」、「Bコース」または「ファンド」といふことがあります。

■各ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。

■各ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページに掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします(交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。)。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類及び属性区分

Aコース

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券)※1	年12回(毎月)	北米	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)

Bコース

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券)※1	年12回(毎月)	北米	ファミリーファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性(低格付債)」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社の情報(2016年12月末現在)

委託会社の名称	アセットマネジメントOne株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	13兆8,433億円

ファンドの目的

主として米国の米国ドル建ての高利回り債（以下「ハイールド債」といいます。）に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

ファンドの特色

1 米国の米国ドル建てのハイールド債を主要投資対象とします。

◆綿密な調査に基づく銘柄の選択と適度な銘柄分散によって信用リスク等をコントロールしつつ、高い利回りの享受を目指します。

ハイールド債とは

★一般に債券（社債）には、格付け会社から発行体（企業など）の信用力に応じて、AAA、AA等の格付けが付与されます。
ハイールド債とは、格付け会社からBB（S&P社の場合）以下の格付けが付与されている等、BBB以上の格付けが付与されている高格付け債と比べ信用力の低い債券です。具体的には、S&P社の場合、BB以下のもの、ムーディーズ社の場合、Ba以下のものを指します。

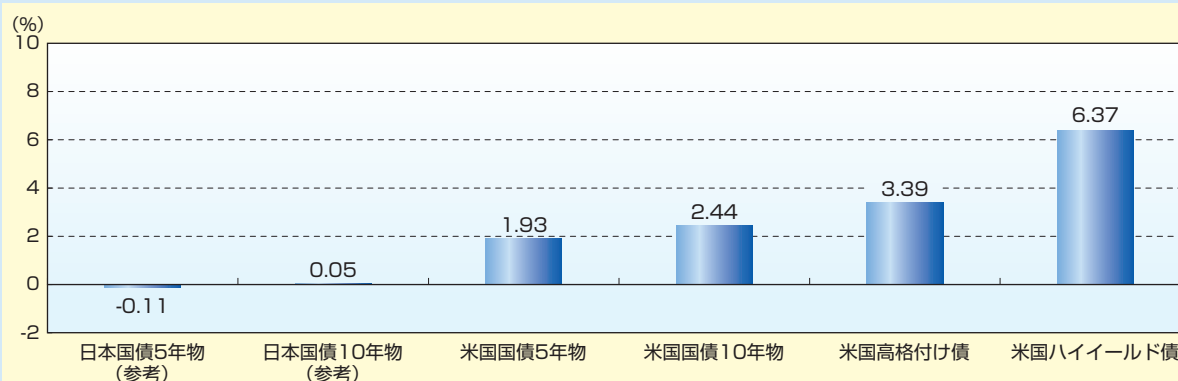
利回り	格付け (信用力)	S & P社の場合	ムーディーズ社の場合	
↑ 低い	↑ 高い	AAA	Aaa	高格付け債
		AA	Aa	
		A	A	
		BBB	Baa	
↓ 高い	↓ 低い	BB	Ba	ハイールド債
		B	B	
		CCC	Caa	
		CC	Ca	
		C	C	
		D	-	

ハイールド債の主な特徴

★ハイールド債は、高格付け債と比べ相対的に信用力が低く債務不履行（デフォルト）になる可能性が高いと評価される分、高い利回りで発行され流通しています。

《ご参考》米国における債券利回りの比較

(2016年12月30日現在)



出所:ブルームバーグ、BofAメリルリンチ(使用許諾済)のデータを基にアセットマネジメントOneが作成。

※日本国債および米国国債の利回りは、ブルームバーグによるジェネリック5年国債およびジェネリック10年国債を使用。

米国高格付け債はBofAメリルリンチ・US・コーポレート・インデックス[平均残存期間:10.16年]、

米国ハイールド債はBofAメリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイールド・インデックス[平均残存期間:6.27年]の最終利回りを使用。

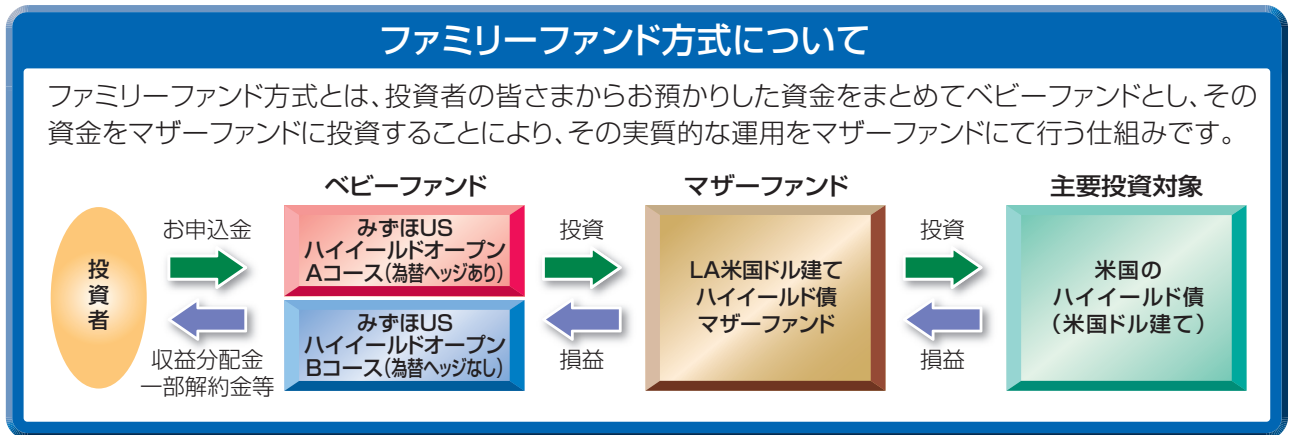
※債券の利回りは、経済環境および金利動向等の影響を受け変動します。また、上記グラフは過去の実績であり、将来における各債券の利回りおよび各ファンドの運用成果等を示唆、保証するものではありません。

★米国では、ハイールド債は、企業にとって一般的な資金調達の手段であり、投資家にとっては魅力的な投資対象であるため、確立された市場が存在しています。

➡ その市場規模から、投資銘柄の選択と適度な分散投資が可能です。

1 ファンドの目的・特色

- ◆各ファンドは、「LA米国ドル建てハイールド債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



2 為替ヘッジを行う「Aコース」と、為替ヘッジを行わない「Bコース」のいずれかを選択できます。*

※販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

- ◆Aコースは、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。
- ◆Bコースは、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

《ご参考》 為替ヘッジとヘッジコストについて

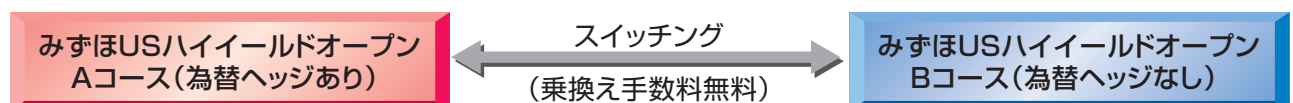
為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することをいいます。

通常、為替ヘッジを行う通貨の金利が円の金利より高い場合は、金利差分のヘッジコストがかかります。

米ドル建ての外貨建資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの金利が日本円の金利より高い場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。



- ◆AコースとBコースの間でスイッチング(乗換え)ができます。



※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。

※スイッチングの際は、購入時手数料は無手数料となりますが、換金時と同様に信託財産留保額(1口につき、換金請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%)および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。

◆各ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース	BofAメリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス (円ヘッジベース) ^{※1}
Bコース	BofAメリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス (円ベース) ^{※2}

※1 「BofAメリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス(円ヘッジベース)」とは、The BofA Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index (US\$ベース)からヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「BofAメリルリンチ・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス(円ベース)」とは、The BofA Merrill Lynch US Cash Pay High Yield Index (US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

BofAメリルリンチは同社の配信するインデックスデータを現状有姿のものとして提供し、関連データを含めて、その適合性、品質、正確性、適時性、完全性を保証せず、またその使用においていかなる責任も負いません。またアセットマネジメントOne(株)およびそのサービスや商品について、推奨、後援、保証するものではありません。

*ベンチマークは米国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

3 マザーファンドの運用は、ロード・アベット社が行います。

◆運用の効率化を図るため、マザーファンドにおける運用指図に関する権限をロード・アベット社に委託します。

ロード・アベット社(正式名称:ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー)

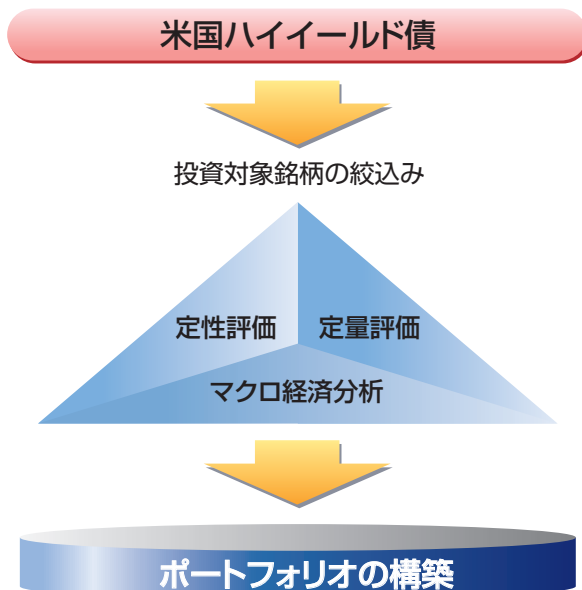


設立:1929年

運用資産:約1,359億米ドル(2016年9月末現在)

米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。

運用プロセス



企業訪問で得た情報や決算情報等をもとに相対的に良質な資産と優良な経営陣を持つ企業に重点を置き、個別企業に対する徹底した定性・定量分析を行います。加えて、マクロ経済分析等を投資判断に加味することで相対的に魅力的な銘柄を選び出し、ポートフォリオを構築します。

〈各分析における着眼点〉	
定性評価	経営陣の質 / 競争優位性
定量評価	資産 キャッシュフロー 業績
マクロ経済分析	資本市場・信用リスク環境 企業業績 金融当局の政策スタンス

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

1 ファンドの目的・特色

4 毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として毎月分配を目指します。

分配方針

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が基準価額の水準、市場動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。



※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。

市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

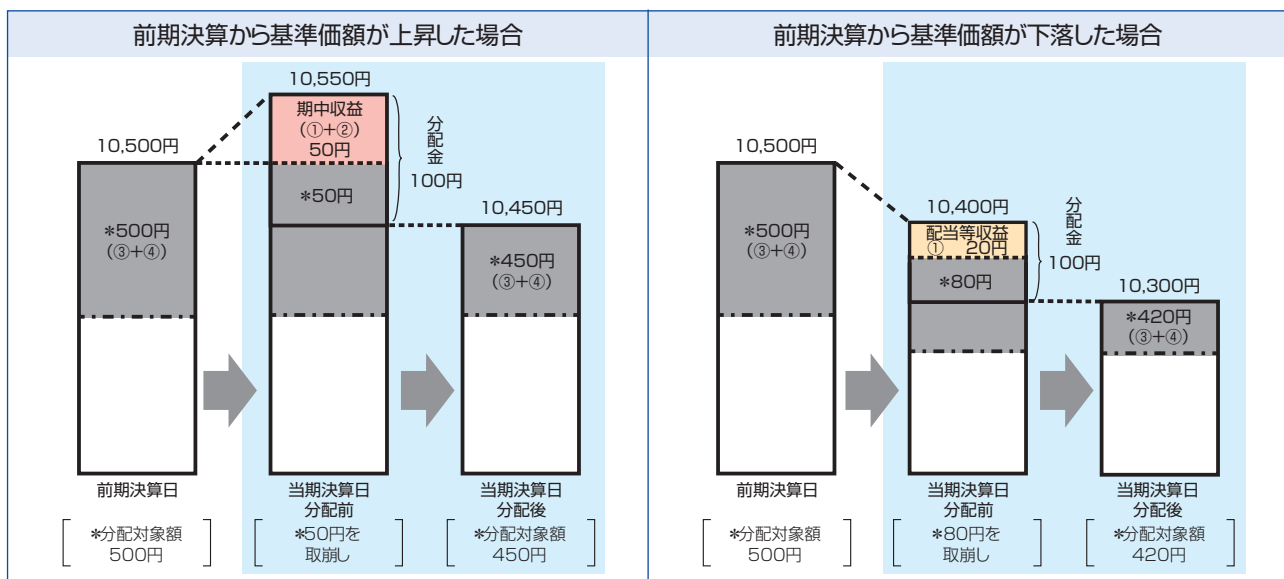
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



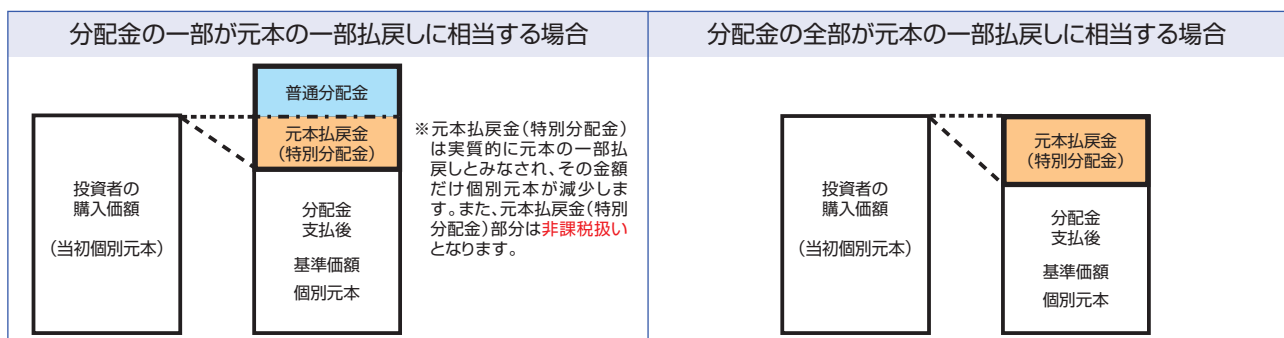
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金: 期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金: 追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

基準価額の変動要因

各ファンドは、公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**



信用リスク

各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる可能性も高いと考えられます。各ファンドが投資するハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。



金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。



為替変動リスク

Aコースでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。

Bコースでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク

各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。各ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

その他の留意点

- ◆各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

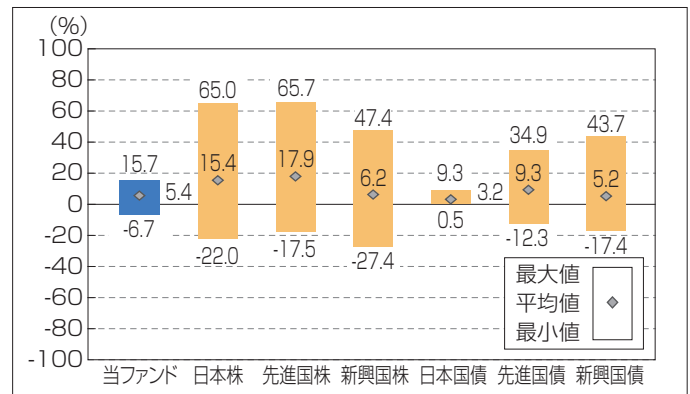
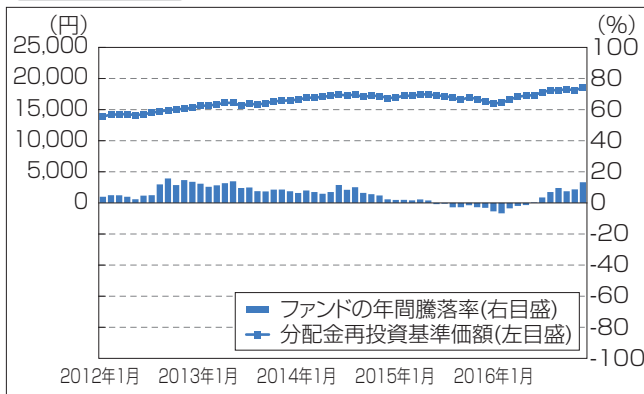
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

(参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較(2012年1月~2016年12月)

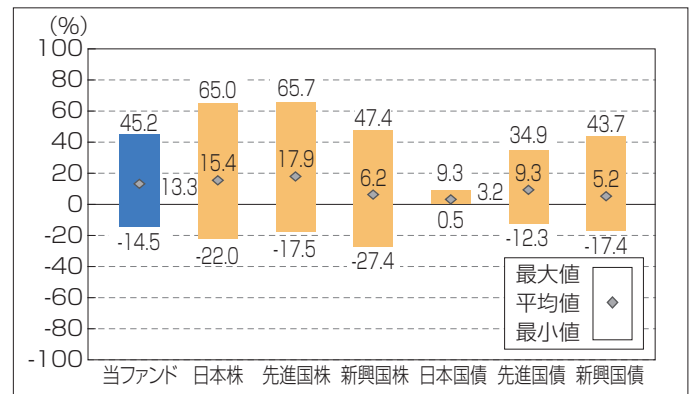
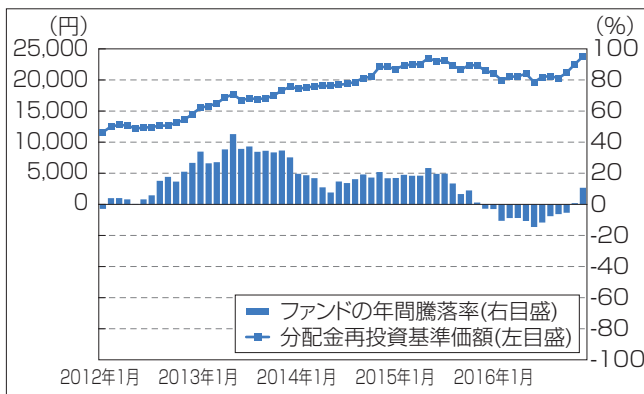
◆各ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

◆各ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

Aコース



Bコース



分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ。)
年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

上記は、各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2012年1月~2016年12月の5年間に於ける年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものの)の平均・最大・最小を表示したものです。各ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、各ファンドの投資対象とは限りません。

* 各資産クラスの指数

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)配当込み
- 先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(ヘッジなし・円ベース)

※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外(先進国・新興国)の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数(TOPIX)」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク(以下、MSCI)が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村証券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス(除く日本)」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

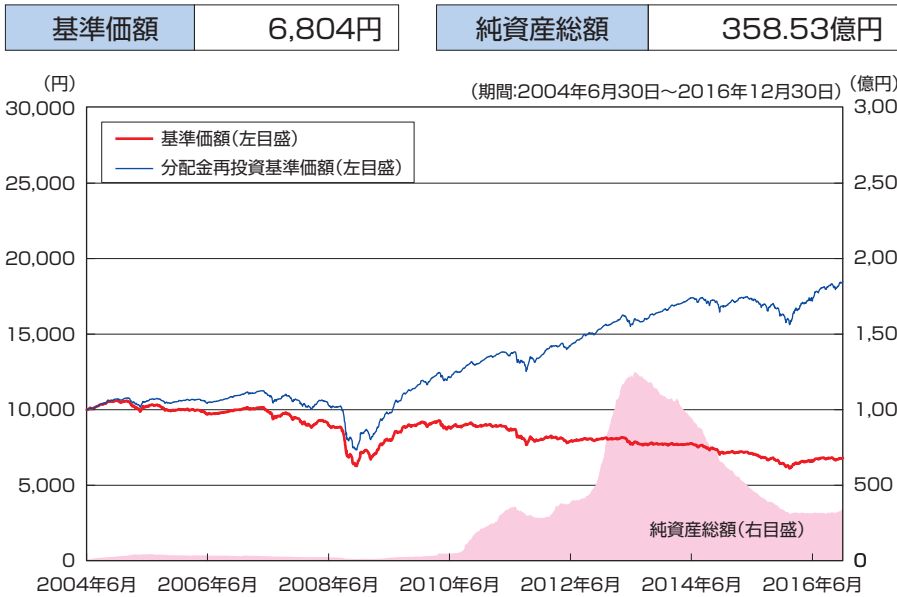
3 運用実績

Aコース

(2016年12月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)



分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2016年12月	40円
2016年11月	40円
2016年10月	40円
2016年9月	40円
2016年8月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	8,260円

設定来:2004年6月30日以降

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っていません。

※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

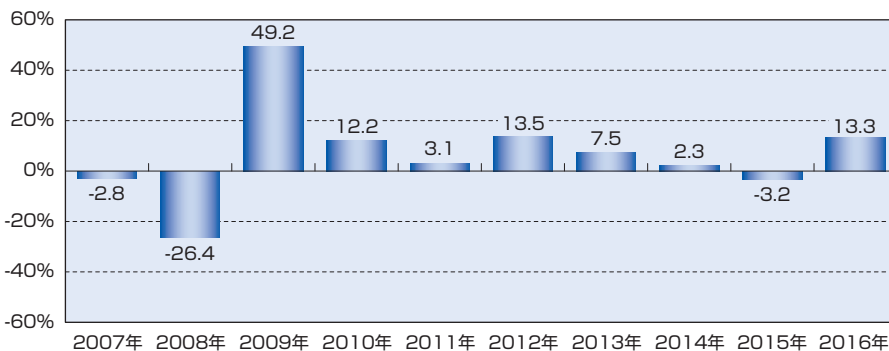
〈資産の組入比率〉

資産の種類	国内/外国	比率(%)
債券	外国	91.1
株式	外国	0.3
其他有価証券	外国	0.0
現金・預金・その他の資産		8.6
合計		100.0

〈組入上位10銘柄〉組入銘柄数550銘柄

順位	銘柄名	種類(種別)	国/地域	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	CSC ホールディングス	社債券	アメリカ	米ドル	10.875	2025年10月15日	1.5
2	ディッシュ DBS	社債券	アメリカ	米ドル	7.750	2026年7月1日	0.8
3	ナビエント	社債券	アメリカ	米ドル	5.875	2021年3月25日	0.8
4	アルセロール ミタル	社債券	ルクセンブルグ	米ドル	6.125	2025年6月1日	0.8
5	フリーポート・マクモラン	社債券	アメリカ	米ドル	3.550	2022年3月1日	0.8
6	スプリント	社債券	アメリカ	米ドル	7.625	2025年2月15日	0.7
7	CCOホールディングス	社債券	アメリカ	米ドル	5.875	2024年4月1日	0.7
8	テック・リソースズ	社債券	カナダ	米ドル	4.750	2022年1月15日	0.7
9	サビン・パス・リクイファクション	社債券	アメリカ	米ドル	5.750	2024年5月15日	0.7
10	TモバイルUS	社債券	アメリカ	米ドル	6.836	2023年4月28日	0.7

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

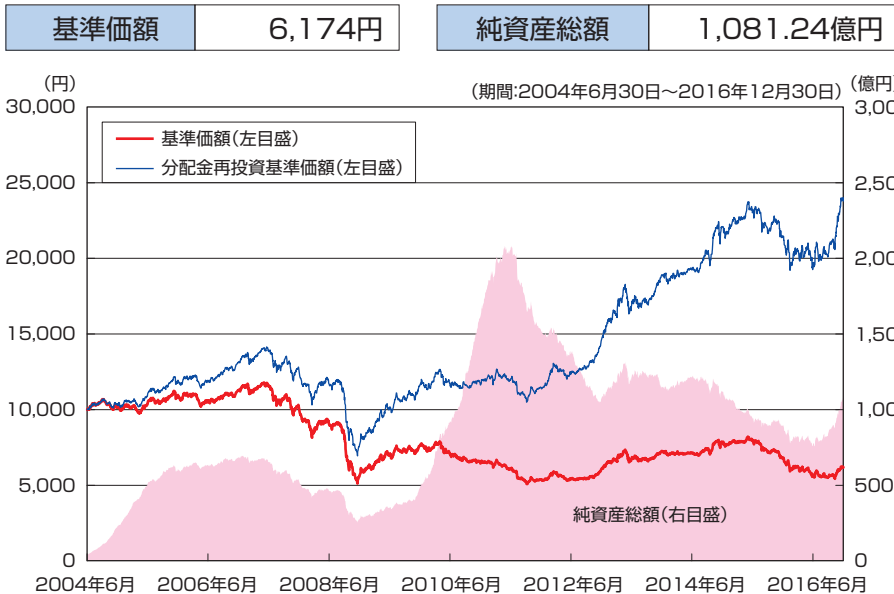
※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

Bコース

(2016年12月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)



分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2016年12月	100円
2016年11月	100円
2016年10月	100円
2016年9月	100円
2016年8月	100円
直近1年間累計	1,200円
設定来累計	9,865円

設定来:2004年6月30日以降

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

〈資産の組入比率〉

資産の種類	国内/外国	比率(%)
債券	外国	91.2
株式	外国	0.3
其他有価証券	外国	0.0
現金・預金・その他の資産		8.5
合計		100.0

〈組入上位10銘柄〉 組入銘柄数550銘柄

順位	銘柄名	種類(種別)	国/地域	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	CSC ホールディングス	社債券	アメリカ	米ドル	10.875	2025年10月15日	1.5
2	ディッシュ DBS	社債券	アメリカ	米ドル	7.750	2026年7月1日	0.8
3	ナビエント	社債券	アメリカ	米ドル	5.875	2021年3月25日	0.8
4	アルセロール ミタル	社債券	ルクセンブルグ	米ドル	6.125	2025年6月1日	0.8
5	フリーポート・マクモラン	社債券	アメリカ	米ドル	3.550	2022年3月1日	0.8
6	スプリント	社債券	アメリカ	米ドル	7.625	2025年2月15日	0.7
7	CCOホールディングス	社債券	アメリカ	米ドル	5.875	2024年4月1日	0.7
8	テック・リソース	社債券	カナダ	米ドル	4.750	2022年1月15日	0.7
9	サビン・パス・リクィファイション	社債券	アメリカ	米ドル	5.750	2024年5月15日	0.7
10	TモバイルUS	社債券	アメリカ	米ドル	6.836	2023年4月28日	0.7

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。
換 金 単 位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、購入・換金・スイッチングのお申込みができません。
購入の申込期間	2017年3月7日から2017年9月7日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求等には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(2004年6月30日設定)
繰 上 償 還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。 ・信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	毎月7日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンド4,000億円を上限とします。
公 告	原則として、ホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	6月および12月のファンドの決算時ならびに償還時に「交付運用報告書」および「運用報告書(全体版)」を作成し、「交付運用報告書」を販売会社を通じて交付いたします。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
項目	費用の額・料率	費用の概要
購入時手数料	購入申込金額(購入申込口数に購入価額を乗じた額)に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※手数料率の上限は 3.24%(税抜3%) です。	商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価
信託財産留保額	1口につき、換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して、 0.2% の率を乗じて得た額	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

項目	費用の額・料率	費用の概要		
運用管理費用(総額)	年率1.512%(税抜1.4%)	運用管理費用=日々の純資産総額×信託報酬率 ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。		
配分(税抜)	(委託会社)	年率0.8%~0.6%		
	(販売会社)	年率0.5%~0.7%		
	(受託会社)	年率0.1%		
※運用管理費用の配分(税抜)は、以下の通り販売会社毎の純資産総額に応じて変動します。				
	販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満の部分	0.8%	0.5%	0.1%
	500億円以上の部分	0.6%	0.7%	

運用管理費用の委託会社分には、マザーファンドにおけるロード・アベット社の運用の対価等(各ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.375%)が含まれており、支払期日毎に支払われます。

その他の費用・手数料

主な項目	費用の概要
信託財産に関する租税	有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等
監査費用	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理にかかる諸経費
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど(監査費用は日々)かかります。

※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等(上限額等を含む)を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2016年12月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

アセットマネジメント One 株式会社